明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第３表　申請事業を営む事業所における事業ごとの電気の使用量（注12・注13）

１．事業所１（　　）（注14）に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報（注15・16）		電気の使用量
	指標（注17）	構成割合（注19）	
申請事業	【5】　（単位（注18）：　）	【8】（＝【5】÷【7】×100）　％	【11】（＝【8】×【10】）　kWh
申請事業以外の事業	【6】　（単位（注18）：　）	【9】（＝【6】÷【7】×100）　％	【12】（＝【9】×【10】）　kWh
事業所全体の値	【7】（＝【5】＋【6】）　（単位（注18）：　）	％	【10】：申請者が使用した総量（注20）　kWh
			事業所全体の電気の使用量（注20）　kWh

２．事業所２（　　）（注14）に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報（注15・注16）		電気の使用量
	指標（注17）	構成割合（注19）	
申請事業	【13】　（単位（注18）：　）	【16】（＝【13】÷【15】×100）　％	【19】（＝【16】×【18】）　kWh
申請事業以外の事業	【14】　（単位（注18）：　）	【17】（＝【14】÷【15】×100）　％	【20】（＝【17】×【18】）　kWh
事業所全体の値	【15】（＝【13】＋【14】）（単位（注18）：　）	％	【18】：申請者が使用した総量（注20）　kWh
			事業所全体の電気の使用量（注20）　kWh

３．事業所３（　　）（注14）に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報（注15・注16）		電気の使用量
	指標（注17）	構成割合（注19）	
申請事業	【21】　（単位（注18）：　）	【24】（＝【21】÷【23】×100）　％	【27】（＝【24】×【26】）　kWh
申請事業以外の事業	【22】　（単位（注18）：　）	【25】（＝【22】÷【23】×100）　％	【28】（＝【25】×【26】）　kWh
事業所全体の値	【23】（＝【21】＋【22】）（単位（注18）：　）	％	【26】：申請者が使用した総量（注20）　kWh
			事業所全体の電気の使用量（注20）　kWh

（注12）　第３表に記載できる電気の使用量は、小売電気事業者等より直接又は間接に供給を受けたものに限る。このため、小売電気事業者等以外から供給を受けた電気の使用量は、ここに計上してはならない。

（注13）　申請事業を営む事業所が４つ以上になる場合は、表の追加を行うこと。

（注14）　（　　）内には事業所名を記載する（略称可）。

（注15）　経済的指標とは、当該事業所において複数の事業が営まれている場合に、当該事業所における各事業の売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、出荷量、販売量のいずれかの値を指す。ただし、事業所において営まれる事業が１つしか存在しない場合、経済的指標の記載は不要であるものの、申請事業及び事業所全体の数値については記載する必要がある。
また、経済的指標は全事業所共通の指標を使用すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な事業所は除く。

（注16）　経済的指標を用いる場合は、申請に用いた事業年度の計算書類（監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等）を基礎として、その根拠となる資料を用意する。経済的指標のうち、「申請事業」「申請事業以外の事業」「事業所全体の値」については、公認会計士又は税理士に確認を求めること。また、申請時には、当該根拠資料及び公認会計士又は税理士の確認の書面を別途提出すること。